

イメージです

資料1

# 裾野市中小企業等振興施策

支援機関の  
ロゴマーク

支援機関の  
ロゴマーク

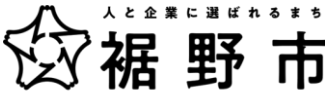
支援機関の  
ロゴマーク

支援機関の  
ロゴマーク

支援機関の  
ロゴマーク

支援機関の  
ロゴマーク

支援機関の  
ロゴマーク



令和6年3月  
裾野市中小企業等振興推進会議

## 裾野市中小企業等振興施策について

### ～～裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例～～

裾野市は、中小企業及び小規模企業の振興を重要な施策の一つとして位置づけ、中小企業及び小規模企業の振興及び永続的な発展を図るため、令和元年12月に、「裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務や中小企業等の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模事業の振興のために行う基本的施策を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって地域経済・地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。

具体的には、目的達成のために、基本理念にはじまり、市の責務、中小企業等の責務、中小企業等支援機関の役割、大企業の役割、教育機関等の役割、金融機関の役割、市民の役割を定め、さらに市は、中小企業等の振興を図るための11項目の基本的施策を定め、関係機関が中小企業等の振興に取り組んでいくとしています。

#### 《11の基本的施策》

- (1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化のため、必要な施策を講ずること。
- (2) 経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (3) 円滑な中小企業等の創業を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (4) 中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずること。
- (5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (6) 今後、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少していくおそれがあることを踏まえ、中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (7) 中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うため、必要な施策を講ずること。
- (8) 中小企業等の振興に必要となる情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること。
- (9) 後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (10) 中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- (11) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、中小企業等の受注機会の増大に努めるとともに、必要な行政上の措置を講ずるよう努めること。

## ～～中小企業等振興推進会議～～

また条例では、中小企業の、より一層の振興の推進を図るため、地域の経済状況や中小企業等を取り巻く環境についての情報交換を行うとともに、各機関で実施している支援内容を共有し、その内容や今後の方針について協議、検討する場として、中小企業等の代表者、中小企業等の支援機関の代表者、大企業の代表者、金融機関の代表者、教育機関等の代表者で構成する「中小企業等振興推進会議」を設置しています。

## ～～裾野市中小企業等振興施策～～

令和元年の条例制定後、中小企業等振興推進会議では、経済的社会的環境の変化の中、中小企業等を取り巻く課題、それに対する各支援機関の役割や支援策などの情報共有、また今後の方針について、これまで協議、検討を重ねてきました。

そのような背景の中、この度、中小企業等の振興を図るための基本的施策の 11 の項目について、それぞれ各機関が実施している支援内容を照合・分類し、「裾野市中小企業等振興施策」として冊子にまとめました。

「裾野市中小企業等振興施策」にある各機関が実施している事業が、中小企業等の事業者や市民等に広く共有され、施策を活用することで、中小企業等のさらなる発展の一助となることを願います。

【裾野市中小企業等振興施策一覧】

(1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化を支援すること

.....  
 ..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
 ..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(2) 経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援すること

.....  
 ..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
 ..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(3) 円滑な中小企業等の創業を支援すること

.....  
 ..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
 ..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(4) 中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう支援すること

.....  
 ..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
 ..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援すること

.....  
..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(6) 中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援すること

.....  
..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(7) 中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うこと

.....  
..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(8) 中小企業等の振興に必要となる情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること

.....  
..... **事業の概要説明を掲載します。** .....  
..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(9) 後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援すること

.....  
..... 事業の概要説明を掲載します。 .....  
..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(10) 中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

.....  
..... 事業の概要説明を掲載します。 .....  
..... を支援します。

事業名等	内容	所管機関

(11) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、中小企業等の受注機会の増大に努めると共に必要な行政上の措置を講ずるよう努めること

市が行う工事の発注等については、市内で調達できる商品・サービスにおいて地元企業優先での購入・発注に従前より取り組んでいます。

【各機関の連絡先】

名称	住所	電話番号
裾野市産業観光スポーツ課	〒410-1192 裾野市佐野 1059	055-995-1857
裾野市商工会	〒410-1102 裾野市深良 451	055-992-0057
静岡県中小企業団体中央会 東部事務所	〒410-0046 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館 4 階	055-926-8220
静岡銀行裾野支店	〒410-1127 裾野市平松 450-1	055-992-1313
スルガ銀行裾野支店	〒410-1118 裾野市佐野 1527-1	055-993-1911
清水銀行裾野支店	〒410-1118 裾野市佐野 1519-1	055-992-6500
三島信用金庫裾野支店	〒410-1118 裾野市佐野 857-1	055-992-3434
沼津信用金庫裾野中央支店	〒410-1127 裾野市平松 492	055-992-2062